

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領（水道施設工事）

（目的）

第1条 この要領は、松山市公営企業局が発注する水道施設工事（土木工事）（以下、「水道施設工事」。）において、熱中症対策・防寒対策を適切に実施し、建設現場の労働環境改善を図ることを目的としたものである。

（対象工事）

第2条 松山市公営企業局が発注する水道施設工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

2 発注者は、現場環境改善費として、熱中症対策・防寒対策に要する費用を積み上げ計上できる工事の対象である旨を特記仕様書（別紙1）にて明示するものとする。

（実施方法）

第3条 受注者は、熱中症対策・防寒対策に要する費用の積み上げ計上を希望する場合は、発注者に対し、当該工事における対策に必要な施設・設備の種類、規模、設置期間及び概算費用等を記載した工事打合せ簿を提出の上、協議しなければならない。

2 発注者は、対策の妥当性を確認し、積み上げ計上の対象とする対策について受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、現場作業が終了した時点において、当該工事において実施した対策の施設・設備の種類及び設置期間を工事打合せ簿に記載し発注者に提出しなければならない。また、対策に要した費用の明細等を記載した見積書を提出しなければならない。

（費用の計上）

第4条 積み上げ計上する費用については、建設現場における熱中症対策・防寒対策のための施設や設備に要するリース価格もしくは減価償却費相当額とし、共通仮設費に計上する。なお、作業員個人に対する費用については、別途現場管理費に率補正により計上する。

2 リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。

積算価格＝月当たりリース価格※1×設置月数

※1 実際のリースにかかる明細書等を見積書で確認

3 購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費相当額を計上する。

積算価格＝購入価格※2×設置月数／（耐用年数×12）

※2 実際の購入にかかる明細書等を見積書で確認

4 計上する費用は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないものとし、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。

5 対策例や積算方法は、「熱中症の対策例と耐用年数について」（別紙2）を参考にする事。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和8年9月1日から施行する。

(別紙 1)

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する特記仕様書（水道施設工事）

本工事は、工事請負契約書及び松山市土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

（対象工事）

本工事は、現場環境改善費に熱中症対策・防寒対策に関する費用を積み上げ計上できる工事である。

（実施方法等）

実施方法等は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の積み上げ計上に関する実施要領（水道施設工事）」によるものとする。

熱中症の対策例と耐用年数について

1. 共通仮設費(現場環境改善費)の熱中症対策例

- ・主に、現場の施設や設備に対する熱中症対策費用とする。
例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休憩車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置

作業員休息所から離れている箇所に休憩車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)

現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

2. 共通仮設費(現場環境改善費)の積算方法

- ・リース品目の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。
- ・購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
積算価格＝購入価格※×設置月数／(耐用年数×12)
※実際の購入にかかる明細書等を見積書として提出
- ・計上する費用は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、現場環境改善費率分で計上される額の50%を上限とする。
- ・耐用年数については、積算時点における国税庁の減価償却資産の耐用年数表を参考に算定する。

表. 耐用年数の例

項目	耐用年数(年)	国税庁品目	
		構造・用途	細目
遮光ネット	8	日よけ設備	その他のもの
大型扇風機	8	電気機器	その他のもの
扇風機	8	電気機器	その他のもの
製氷機	4	電気機器	氷冷蔵庫
日除けテント	8	日よけ設備	その他のもの
ミストファン	8	電気機器	その他のもの
休憩車	6	一般用のもの	その他のもの

〈減価償却費相当額の積算例〉

耐用年数が8年のミストファン(10万円)を購入し、3ヶ月間設置した場合。
 $100,000(\text{円}) \times 3(\text{ヶ月}) \div (8(\text{年}) \times 12(\text{ヶ月})) = 3,125(\text{円})$

(参考)現場管理費の補正による熱中症対策例

- ・主に、作業員個人に対する熱中症対策費用

例:塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

- ・「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年6月27日付け元土(技)第289号)」により計上する。

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット



写真出典:「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)